

平成27年度税制改正要望

川崎商工会議所

現在、政府が行う経済政策は一部で効果が現れているものの、中小企業を取り巻く経営環境においては円安、株高などのいわゆるアベノミクス効果はなかなか現れず相変わらず厳しい状況である。少子高齢化社会への対応、膨大な債務を抱える財政再建など長期的に持続可能な社会構築に資するため、「第三の矢」である「日本再興戦略」を迅速かつ確実に実行に移すことが求められる。

我が国経済の発展において、中小企業の経営の活性化は喫緊の課題である。消費拡大を進め、景気浮揚を推進するために、土地等不動産の流動化をはかり、景気回復、雇用促進向上、起業の奨励、新産業育成を支援し、もって社会経済の活力を喚起する税制を提案する。

消費税の更なる引上げについては、中小企業者の多くが、価格転嫁が極めて困難な状況に直面することが想定される。引上げの実施にあたっては、転嫁・表示に関するカルテルの特例や外税表示（税額表示）の義務化など実効性の高い対策を講じることが大前提である。

[法人税・一部所得税]

1. 役員報酬の定期同額給与制度の廃止

現行の役員給与の損金不算入制度は手続が煩雑な上、役員を阻害する制度となっている。経営者の意欲を高め、経営力向上のためにも法人税法第34条第1項は廃止とし、旧制度に戻すべきである。

2. 少額減価償却資産の損金算入の特例

個人事業者および中小企業の30万円未満の少額減価償却資産の損金算入の特例を恒久的措置とし、一括償却制度は廃止する。

3. 耐震補強、耐震施設への建替に対する特別償却及び税額控除の創設

大規模地震発生等の危険が予測される我が国において、この被害を減らす対策の一つとして、次のように要望する。

- ① 耐震補強工事ための修繕（工事費）は即時償却を認めるべきである。
- ② 災害危険建物等耐震建替は特別償却または税額控除を認めるべきである。

4. 電子帳簿保存方法の改正

帳簿書類の電磁的記録保存について、帳簿の修正記録が残り、改ざん不能等一定のシステムを利用する者に限定し、アメリカ、ドイツと同様に事前申請および事前承認なしで電子帳簿の保存を認めるべきである。

5. 起業・創業者に対する税制支援

起業、創業支援のため、新たに事業を始めた場合（いわゆる法人成りは除く）には、当初2年間は通常の所得税、法人税の2分の1課税とする。

6. 法人実効税率の引下げ

法人課税は平成24年度に法人実効税率が国・地方を合わせて40.69%から35.64%へ約5%の引下げがなされたものの、一方で復興特別法人税も課せられ、法人実効税率は38.01%となり、その軽減効果は薄い。一方で我が国と競争相手国となるアジア諸国の税率は、中国25%、韓国24.2%、シンガポール17%と低い水準にある。海外からの投資拡大や国内企業の国際競争力強化をはかるとともに、我が国経済の成長戦略の観点から以下の事項について要望する。

① 法人実効税率を少なくとも10%以上（20%台前半に）引き下げるべきである。

② 中小企業軽減税率の適用所得金額の引き上げ

軽減税率適用所得金額を現行の800万円から1,600万円に引き上げるべきである。

7. 繰越欠損金の控除制度

繰越欠損金については控除期限を設けず全額控除すべきである。また控除額の縮小に反対である。

8. 賞与引当金、退職給与引当金、損金不算入制度の復活

将来の特定の費用であり、発生の可能性が高い賞与引当金、退職給与引当金について損金算入制度を復活させるべきである。

[所得税]

1. 景気浮揚を推進する土地等不動産の流動化を促進する諸制度の見直し

① 土地等の売買に伴う譲渡損の損益通算制度を復活させる。

② 土地の流動化を図る観点から、土地・建物等の長期譲渡所得にかかる100万円特別控除を復活させる。

③不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算の制限はバブル期対策であり、既にその役目は終わっているので廃止すべきである。

2. 所得控除等の見直しおよび改正

中小企業においては若年・パートタイム労働者の労働力は貴重であり、企業にとっての労働力確保・労働者にとって働きやすい環境づくりを実現するため、以下について要望する。

- ① 配偶者控除制度を見直し、所帯控除制度の創設をする。
- ② 非正規労働者の優遇のための特別控除制度の創設をする。
- ③ 児童手当がある扶養家族について扶養控除制度の復活をする。
- ④ 勤労高齢者に対する税制上の優遇措置として勤労高齢者控除制度等の創設をする。

3. 事業主報酬制度の早期実現

給与所得控除の適用を認めた事業主報酬制度の創設をする。

[消費税]

1. 課税に関する届出制度の見直し

消費税課税事業者選択届出書、同不適用届出書、簡易課税制度選択届出書、同不適用届出書の提出期限をこれらの適用を受けようとする課税期間の申告書提出期限とする。

[地方税]

1. 外形標準課税拡大について

法人税減税の代替財源として外形標準課税の拡大の検討について反対である。

2. 事業所税の廃止

人口の集中している都市部にのみ課税され、固定資産税等と二重課税となっているため廃止されたい。

3. 償却資産税の課税対象の見直し

取得価額30万円未満の少額減価償却資産について、法人税・所得税の特例と併せ、償却資産税の課税対象から除くこと。

[贈与税・相続税・一部法人税]

1. 贈与税非課税枠および相続財産の非課税枠の拡大および創設

総務省「家計調査」によれば個人金融資産は1400兆円超と言われ、その大半は世帯主が60歳以上の世帯に集中している。これらの資産が、住宅ローンや教育費などの支出の多い子育て世代に移動することで内需の活性化がはかられ、景気浮揚に大きな効果がある。

- ①贈与税非課税枠を300万円に拡大すべきである。
- ②自社株相続財産について、相続人一人当たり500万円程度非課税にすべきである。
- ③創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税についても2000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。
- ④オーナー経営者の自社への貸付金を一定の基準・要件を付して、相続財産から除外し、その債務免除益を法人税上において非課税とすべきである。

[その他全般]

1. 国税・地方税の申告・納税体制の一元化

国税・地方税の申告納税先は、それぞれが国・地方となっており、納税者側・徴収側双方にとって事務負担が大きい。納税者の事務負担軽減および徴収側のコスト削減・効率化の観点から、国と地方（特に市町村）は申告・納税体制の一元化を進めるべきである。

2. 軽油引取税の廃止並びに燃料課税の抜本的見直し

道路整備を目的とする目的税であった軽油引取税は一般財源化により、その課税根拠を失っており、廃止すべきである。また燃料課税の体系は複雑、多岐にわたっており、国と地方の財源配分も複雑であることから、現行の燃料課税体系を整理統合すべきである。特に消費税との二重課税になっている石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税等）は廃止すべきである。

3. 印紙税の廃止

電子取引の普及に伴い印紙税負担の不公平が生じており、また実務上の問題点も多いため、印紙税は廃止または減額すべきである。

以上

平成26年7月25日

第366回常議員会決議